

哲學研究

第二百四十三號

第二十一卷
第六號

性と血

——原本の人間及び原本的社會の實在的諸要素——

高山岩男

- 一 自然法の基本前提は人間の人格よりの理解——之に對し人間に於ては血と性とが却つて原本的——人間と人格——人格より人間を理解する道なし——批判哲學の無批判性。
- 二 人格の非社會性——人格より社會に達する道なし——人間の原本的社會性——家族團體とトーム團體——家族團體の原本性——家族團體の意義。
- 三 家族團體の諸構成要素——婚姻と親子——共に社會制度にして經濟的扶養組織——(一)諸構成要素は相互媒介的——(二)併し性と血とは基礎的——(三)性と血とは否定的媒介の基礎。

—

人は生れながらにして自由であり平等である——近世社會生活の實際及び理論に殆ど自明不可疑の前提として豫想せられるこの基本命題は、人は生れながらは却つて男女何れかの性に屬し、必ず

先づ親の子として實存する人間的事實を反省するとき、そして更にこの事實が人間にとつて決して偶然的のものでなくして寧ろ必然的のものであり、單に經驗的のものでなくして却つて先驗的のものであることを願るとき、極めて重大な原理的制限に直面すると云はなければならぬ。我々人間に於ては人は自由平等なる個人たる前に親の子として却つて不自由であり不平等である。親子關係は人間の最も原始的なる本質規定である。何人と雖も親の子として生れざる者はなく、人間の規定より親子關係を取去るとき人間の本性は失はれざるを得ない。人間は自由平等な個人の結合社會的關係に先立つて自然運命的に親子の血縁團體的關係の中に存する。親子の血縁的關係は人間の一切の規定に先だつて最も原始的且根源的な規定として、この規定を無視して人間の實存の仕方を規定することは空虛たらざるを得ない。之と同様な意味に於て男女の性は又人間の實存の基本様式に屬し、性を抽象して人間の概念は構成し得ず、況や實在の人間は存在し得ないのである。性は血と同様に自由意志を以て左右し得ざる自然運命的要素である。而も性の原本的事實を離れて人間の諸種の精神的事象も成立し得ない。性と血とは人間の最も原本的な自然的地盤をなし、性の關係と血の關係とを缺く所に錯綜せる人間の文化的諸現象のあり得ざることは更めて注意する迄もない。自然よりの獨立を本質的核心とする精神的文化が實に多くの内實を性や血の關係に仰ぐことは明白な事實であつて、血と性とより抽象された無色透明の獨存個體が文化を荷ひ得ざることは明瞭である。

血と性とを離れて人は人間たり得ぬ。血と性とは人間の最も根源的な規定をなす。従來性に無縁な普遍的人間性と思惟せられ來つたものがその實男性的なものに過ぎぬことは夙に或る哲學者の鋭く注意した如くである。^①

① Simmel, Das Relative und das Absolute im Geschlechter-Problem (Philosophische Kultur)

併し乍ら前述の人は生れながらにして自由平等であるといふ近世自然法の基本命題が意圖する所は周知知らるゝ如く事實問題に存するのではなくして權利問題に存する。自然法は事實を基礎付ける原理でなく、事實の權利根拠を基礎付ける原理であつて、本來批判主義的精神に立つ哲學的原理である。近世の自然法説は凡てカントの批判哲學に純化せられ朝宗するを以て本來の精神とする。

この意味でカントの批判哲學は自然法説の内面的完成であり、カント學派の徒がカントを以て「近世文化の哲學者」^①として見ることは極めて正當であると云はなければならぬ。併し乍ら如何に事實の成立でなく事實の權利根拠を問ふ批判哲學の問題とは云へ、人間の根本義を無視した抽象的な人の概念より出發して正當に、詳しく云へば必要且充分なる條件を満す如くに人間の事實を基礎付けることは原理上不可能の事柄に屬する。生れながらにして自由平等なる人とは、カントの批判哲學に純化せられた形で見らるゝ如く、實は人格を意味するものに外ならぬ。人格は生れることも死ぬることもない。人格に親子關係はなく、況や性の差別はあり得ない。人格は單純に理性的な自由意志

の主體である。人格は現實の實在的經驗的要素を除外する理性的な規範概念である。換言すれば人格は人間より人間的なる實在的諸要素を捨象するとき殘留する極小の人間である。人格は人間が人間たる限りの極小の人間規定である。従つて如何なる人間も人格であり又人格であり得ると同時に人格自體は普遍的である。人格は人間的內容が極小に近づくにつれて益々その普遍性の度に於て極大となるであらう。人格は即ち分析論理の抽象的普遍性を以てその基本構造とする。Personaが本來演戲者の假面を意味し、更にその役割を意味するもの之による。かゝる人格は人間の個別性に關はりなきものとして同一即ち平等でなければならぬ。一般的な法の前に凡ての人格は平等なる如く、平等は人格の本質的な規定をなす。人格概念が羅馬法で發展したのも決して偶然でない。併し人格は同時に人間が人間たるべき限りの極小の人間規定として人間ならざる動物と神とより區別さるべき内容的規定を有つ。人格の觀念が神と人間との相違に人間自覺の出發點を置いた基督教でも發達した事情は之によるであらう。羅馬法及び基督教の人格概念が如何なるものであるにせよ、兎に角上述の二方面よりの規定を有する所に人格一般の根本義が存するのであつて、之に近代社會的內容を攝取して批判主義的に純化したものがカントの人格概念に外ならぬ。

① Rickert, Kant als Philosoph der modernen Kultur.

カントの人格概念を検討することも我々の當面の課題には屬しない。たゞ自然法説の代表的完成

たる彼の實踐哲學に於ても人格概念一般の内面的要求に従ひ性や血等の人間的實在性が凡て人格より捨離せられて居る事實を注意すれば足りる。如何に權利の問題とは云へ、かゝる人格を基礎として人間の倫諸形態を基礎付け、更にそれを批判するといふことは可能であらうか。その不可能なるは斷る迄もあるまい。人格と人格との一般法則的結合を構成原理とする結合社會に就てはかゝる批判哲學もその權能を遺憾なく發揮し得るであらう。併し人間の團體生活の形態はかゝる結合社會にのみ限るものではない。結合社會とその原理を異にする人間の諸團體に於てはカントの批判哲學はその權能に於て全く無力であり、若しこの領域に迄その原理を擴大しようとするならば、それは恰も知性の限界を批判せずして限界外の領域に迄知性を支配せしめた過去の獨斷哲學と何等變る所なき獨斷哲學であると云はなければならぬ。如何に事實の問題を離れた權利の問題とは云へ、我々はカント的な人格より出發しては性や血を實在的基礎とする人間の團體を、特にその典型的形態たる家族を基礎付け得る術を知らない。人格は人間よりの人間的內實の捨象である。人格より出立して人間を導き人間を基礎付け得る理は絶對にあり得ぬ。人格より自然的な血縁や性を導き得る道はなく、それらを基礎とする人倫諸形態を基礎付け得る道はない。かゝる道が成立するならば家の倫理は否定され、性の道徳は否認さるゝのが必然の歸結である。眞實の哲學としてかゝる道は逆轉でなければならぬ。ヘーゲルが *Moralität* に對して *Sittlichkeit* を説ける深い理由も茲に存する。

近世自然法の必然的歸結たる批判哲學もその批判的精神に拘らず未だ極めて無批判的な多くの獨斷的殘滓を内在する。そして之は些々たる部分的の折衷や改變を以ては如何ともなすべからざる根本的原理的事柄に屬するのである。性や血に屬するものは凡て感性の領域に安易に追込まれ、何等先驗性なき經驗的のものとなせられる。經驗的のものは偶然性である。併し既に述べた如く性や血は偶然性のものではない。親子や男女は人間にとつて有つても無くても差支なきものではない。人格の立場よりは生死も親子も男女も問題ではないであらう。それらは人格の立場からは取るに足らぬ偶然的の事柄に過ぎぬであらう。併し人間にとつて之等は極めて重大に且又根本的な問題をなす。性や血、更に生死は人間にとつては偶然的でなく必然性である。換言すれば人格にとりて經驗的のものも人間にとりては先驗的である。先驗性を人格的理性的のものに限局するは一つの獨斷に外ならぬ。①このことは實は人間と人格とはその實存と存在との領域を次元的に異にすると云ふことを意味するに外ならぬ。かゝる次元を異にする二領域に於て一方の原理を以て他方を基礎付け更に批判することは云ふ迄もなく獨斷的沒批判的である。人格の原理を以て人間を説明することは不可能であり、更にその實踐規準を決定することは不可である。運動を理解せしめる單位がそれ自體既に動的のものであつて靜止であり得ないことは運動に關するツェノンの背理の示す所、動を動ならぬ靜より解し得る道はない。動の範疇が有と無との範疇と異なりて別個の高き次元に位することはへい

ゲル論理學の最初に示す所である。未開民族の心を文化民族の精神より類推移入し、幼兒の心を成人の *Hydro* で解釋説明することの餘りにも無批判的なるは何人も感ずる所であらう。如何に權利根柢を問ふといへ事實に即せざる批判原理に立脚地を求むることは哲學としては許し得ざることと云はなければならぬ。實踐理性の優位を哲學的世界觀の核心として説き乍ら善の標準を法則の無矛盾性に求めて道德界を易々と理論理性に隸屬せしむる如きカント道德理説の内面的矛盾も畢竟は茲に由來するものに外ならぬ。無論我々は後に示す如く一般に *Herribaurs eis d'Ano yebos* の現象を以て人間の實在の有する一つの根源的な動的發展の姿と考へる。併しかゝる動的發展の理を全然無視して一般に人間及び人間の實在の理解に於て端的にその出發點に全く無媒介の自由平等な個人を前提する理説を哲學としては斥けなければならぬ。人間解釋の出發點は人格でなく人間でなければならぬ。茲に端的に人格に出發點を求める近代の觀念論的な理性哲學乃至精神哲學に對して寧ろ人間より出發する現代の人間學的な生の哲學の有する深い意義が存するのである。

① 之が一般に *homo sapiens* の典型的な哲學的立場なることに就いては別稿に譲る。

二

批判哲學へ歸趨すべき近世自然法の哲學は血と性との根本的な人間の實在性を缺く人格を出發點に前提して茲より人間の團體的社會的諸體系を批判せんとする點に於て不可能事を企圖する無批判

性を藏することは前述の如くであるが、この企圖は更に非社會的のものより社會的のものを導出せんとする點に於て再び無批判性を藏する。何となれば自然法に前提せられる人格なるものは個體格のものであり、この個體的人格は本來非社會的或は前社會的であつて、それ故にこそ却つてかゝる人格相互の普遍的意志に基く原始契約に權利上社會一般の成立基礎を求めんとするのであるが、之は畢竟無より有を導出せんとする試みに外ならざるが故である。前に述べた如く人格は本來人間より實在的な人間性を抽象して成立する極小の人間に外ならざるが故に、人格はもと一般格のものでなければならぬ。人格は抽象的普遍性を以てその本質的性格とする。それ故元來個體的人格なる概念はそれ自體矛盾を含むのであつて、人格そのものに個體性は本來無縁なのである。端的に人格の立場に立つなら個體的人格を云ふことそれ自身が不可である。併し個體的人格が存するならばその個體性は人格には由來せずして非人格格のものに由來するとされるより外に道がないのであつて、この非人格格のものが即ち人間に外ならない。個體的人格なるものは實はかくて實在的な人間を背景地盤として始めて成立するのであつて、「目的の王國」の如き人格社會もそれが二個以上の複數の人格を構成員とするならば實は人格ならぬ人間を内實的に含んでゐるのでなければならぬ。然らざれば凡そ社會と云ふことが不可能となる。何となれば凡そ一個の人格で社會と云ふは意義をなさぬからである。人格個別化の原理は人間の中になければならぬ。かくて一般に人格そのものは本來非社

會的である。反社會的のものは恰も相反するものが極めて近き如く高度の社會性を有する。社會性なくして反社會性は成立し得ない。「反社會的社會性」は決して矛盾した事柄ではない。隱遁や逃避は社交と同じく高度の社會的現象である。併し乍ら我々は非社會的のものより社會を導き出す術を知らない。かゝることは事實問題として不可能なるは無論、權利問題としても到底不可能なる事柄に屬する。一般に社會性は人格にでなく人間にその基礎を有するのでなければならぬ。

人格より人間を導き出すことが不可能なる如く人格より人間的な社會を導き出し社會を基礎付けることは不可能である。假令既に人間を媒介して考へられる無数の個體的人格を無媒介的天降りに想定してその人格の有する普遍性に原始契約の基礎を求めるとするも依然として人間的な社會の成立は考へ得ないのである。獨立なる個人の契約的結合社會に於てすら、例へばその最も典型的な代表と考へられる株式會社と雖も到底かゝる原理を以て説明し基礎付けることは不可能である。茲にも既に人間的な欲望が基礎に横はり、資本主義的社會の縮圖とも云ふべき株式會社には營利追求を自己目的とし簿記的合理性を以て之を貫く資本主義的精神が基礎に支配するのである。況や契約的結合社會と考へ得ざる諸種の人間的な團體や社會が契約的合理性を以て基礎付け得ぬことは云ふ迄もない。更に立入つて考へて見るならば人格より結合社會を基礎付けることは何等哲學的な解明でなく實は一種の循環に過ぎぬ如く思はれる。恰もカントの『純粹理性批判』の「先驗的演繹」が既に多

くの哲學者の指摘する如く一種の循環論證に陥つてゐると同様に、自然法の哲學は社會の根據を契約に求め乍らかゝる契約の事實的根據を實は社會に求めてゐるのである。之れ分析論理の立場に立ち乍ら本來非社會的な人格より社會的なものを導出せんとする論理的誤謬を犯せる結果に外ならない。我々は端的に人格より出發して社會に達せんとする道は棄てなければならぬ。個人的人格を考ふることが既に人間の地盤を媒介して可能となり來ることは既に述べた如くである。

かくて社會は人格に存せずして人間に存すると云はなければならぬ。然るに抽象的な論議を離れて冷靜に考ふるときこの位自明の事實はないのである。人間は本來的に社會的である。そして社會は本來的に人間的である。親子の間を離れ、男女の仲を離れ、兄弟朋友近隣主從等の人と人との間即ち關係を離れて人間はなく社會はない。①かゝる人間的諸關係を人間より抽象するとき最後に殘留する殘餘が人格なのである。人間的關係即ち社會的關係であり、社會的關係即ち人間的關係である。人格の立場よりは社會の形式的な法的關係以外には先驗性が見られないのであるが、人間の立場よりは諸種多様な人間的關係が凡て先驗性を有つ。否、人格の立場よりは、人格は本來非社會的なものが故に社會そのものが道德的批判の對象たり得るのであるが、人間の立場よりは團體や社會はその存否の善惡が問はるゝに先立つて既に與へられた先驗的所與なのである。人間が人間なる故社會的なるは寧ろ同語反覆に屬する如き必然的な所與である。それは性や血と同じく人間にとつて

は自然の運命である。人間の社會性は人間の人間性に外ならざる故自由意志を以ては左右し得ざる自然であり運命である。自由意志の如きも實はこの自然の地盤を媒介して成立するのでなければならぬ。然らざれば自由意志は意志の如くにして而も實は知性の可能的思惟に過ぎない。人間よりかかる運命的自然を消去するとき社會は同時に消去する。所謂自然法は決して自然法でなくして實は人格法であり文化法である。眞實の自然法は却つて人間の先驗的な基礎關係でなければならぬ。

① 人間なる言葉が既に人と人との間として社會を意味すると共に、又同時に社會關係の中に於ける人を意味することに就いては和辻哲郎教授『人間の學としての倫理學』参照。

人間の内實は社會であり社會の内實は人間である。人間の根本規定は社會的關係にあり、社會の内實的規定は又人間の關係にあると云はなければならぬ。併しかゝる規定は未だ一種の同語反復に屬し何等内實的に人間の社會を規定するものではあり得ない。我々は人間の社會の先驗的内實を取り出さなければならぬ。このとき我々の探るべき視點は先づ人間の社會が本來自然的運命的なる事柄であるとせられる點であつて、こゝに先に人間が人格と異なりて運命的自然性を有するとした性と血とがかゝる人間の社會の原本的内實を構成することが明かであらう。親子關係が最も原本的な人間實存の仕方なるに應じ、親子の血縁團體が最も原本的な人間の社會であり、性が又同様に人間實存の最も原本的な内實をなすに應じ性に基く結合團體が又最も原本的な人間の社會をなすのであ

る。無論この外に人間の原本的内實をなすものは存し、それに應ずる社會の原本的形態も存する。特に性及び血が所謂種の保存を本性とするとせられるに對し、所謂個體保存を本性とすると考へられる生命意志が存し、これが土を中心として自然と技術的に結び付く勞働に原本的な經濟團體が考へられなければならない。そして之等の三者が如何なる原始社會及び未開社會にも無媒介的に孤立して存し得ないことは後に明かにする所であるが、我々は原本的人間及び原本的社會の内實的要素として性と血との要素を中心として勞働を媒介しつゝ土に結び付く扶養團體をこゝに最も原本的な人間的團體として取上げ得るであらう。普通漠然と家族團體と稱せられるものが之である。之に對して性と血との要素を主とすることなく寧ろ之等より離れた原理を以て結び付く如き團體形態が考へられる。土地の近接、勞働の共同、交換と取引等を中心とする團體形態、更に宗教的マジック的のを中心として共生的同一感情に於て結び付く團體形態である。最後の形態の最も典型的なるものが所謂トーテム團體である。之等の諸團體が皆原始的に且根本的なるは云ふ迄もないが、我々は茲に家族扶養團體をとり、その中に潜む性と血との哲學的意義を明かにしてみたいと思ふのである。

性と血とが人間に與へられた自然的運命的のものである限り、何等かの形態に於ける家族扶養團體が人間の團體生活にとりて最も原本的な意義を有することは云ふ迄もない。この點に於ては家族團體がトーテム團體に對してより原本的な意義を有すると云はなければならぬ。何となればトーテ

ム團體には性と血との人間的實在的基礎が缺けてゐるからである。無論人間の共生的同一性の信念と感情とに基く團體の緊密性と個體意識の缺除に基く原始性とに於てはトーテム團體が原本的團體の典型をなすと云へる。併し原始的・未開的と文明的・開化的との發展と差違とを問はず、凡そ人間生活に基礎的原本的な意義を有するものは家族團體でなければならぬ。何となれば家族團體とトーテム團體とは同時並存が可能であるが、トーテム信仰に基く結合が取り去られても尙家族團體は消え去り得ないと考へられるからである。歴史的事實が又この現實なることを示してゐる。そして更に團體の基礎となるものが家族團體に於ては實在的自然的な血や性であるに對しトーテム團體に於ては却つて觀念的象徴的のものであつて副次的傍系的なるを免れざるが故であり、更には凡そ何等かの形態の家族團體が缺けたる如き人間的團體生活があり得ぬに對しトーテム團體にはかゝる普遍性があり得ぬからである。家族團體なくして人間の原本的實存を思惟することが不可能であるに對し、トーテム團體なくとも之を思惟することは可能である。何等かの形態の家族生活は既に高等動物の中にも存する。人間の家族生活は之と異なるものの尙自然運命的基礎に動物的要素をも含まねばならぬ。トーテム團體は未開民族より文化民族への推移段階に於て思惟せらるべく、既に理知的「精神」の曙光の段階に見られる。トーテムイズムが既に世界觀的要素を有するもの之によるであらう。後に論ずる如く歴史的に或は同時的に原始的或は未開的と云はるゝものが文化的なるものにも

實在的自然的な媒介基礎としてその根柢に常に必ず存することを主張する我々は人間的實在の階層構造上性と血とを中核とする家族團體を以て人間にはより原本的のものとしなければならぬ。

無論こゝに家族と云ふ概念は極めて細心の注意を要する。婚姻形式の變化發達と相平行して家族形態も變化發達すること、そして主として社會主義の傾向に屬する學者よりは過去と未來との兩方向に性と血との兩要素を基礎とし乍らもなほ家族を構成せざる如き形態が主張せられることは周知の如くである。過去の方向に於ては云ふ迄もなく原始時代に於ける全く無規律の亂婚狀態の想定であり、未來の方向に於ては從來の子を養育する親の義務を家族より社會へ轉移せしめる思想である。①無論亂婚時代の推定は近時の學者の殆ど一致して否定する所であり、一夫一婦と子の扶養とを中心とする現代普通の家族概念が性と血とを地盤とする家族形態の唯一のものでないことは論ずる迄もないが、群婚、奪掠婚、賣買婚、一妻多夫、一夫多妻、一夫一婦より社會主義の婚姻形態迄、凡そ男女の性關係と親子の血縁關係とを取り去りては之等の組織に意味はない。かゝる性と血とを基本要素とする人間的團體生活の形態一般を茲に廣く家族團體と稱するのである。無論事實上の家族團體にて單に性の關係と血縁の關係とのみより成れる如き純粹な自然的家族はない。之は思惟上の虚構であつて現實の人間の家族團體は常に歴史的であり、歴史的な家族團體は性と血との外に慣習の形に於ける法律的道德的な紐帶を有し、更に宗教的な儀式をも伴ふものである。單に直接的な自然

的家族、全く無媒介な性や血の如きものの存せざることこそ、先づ人格より出立する自然法の哲學を排した我々の今よりの行論の根本主旨をなすのであるが、之は却つて結論に屬するが故に、便宜上暫定的に家族團體を以て性と血とを經緯として成立せる經濟的扶養團體と定義する。之が單なる人格ならぬ人間の社會に於て最も基礎的な實在性を有する原本的社會であり、かゝる原本的社會の有する哲學的意義を嚴正に明かにすることこそ哲學の根本問題に屬する。^②そしてこの課題はやがて性と血との家族團體に於て有する哲學的意義の闡明に基くものに外ならぬ。批判哲學の立場の「人間」の理解と批判とに於て誤れることを指摘し、家族の意義を暫定的に限定した我々は次にこの性と血との哲學的意義を解明しなければならぬ。そして茲より出發するとき漸次明かな如く「人格」も眞實の形で「人間」の中に生かされ、性や血と家族團體との有する意義の限界も正當に自覺され來るのである。

① ツムバルトは社會主義に於ける家族の意義を次の三點で特色付ける。(一)自由結婚自由離婚、(二)家庭經濟圏よりの婦人の解放、(三)子の養育の家庭より社會への轉移。Somhart, Der proletarische Sozialismus. Bd. I. Kap. 20.

② この詳細は別個の論文に譲るが、人格より出發する立場と人間より出發する立場とは純粹な理論哲學の内部に於ても截然たる對立を來す。例へば知識の問題では前者は直接的に分析論理の立場より出發し、後者は寧ろそれ以前の原本的了解より出發する。實在の原本的對應者は前者に於ては知的(表象的知覺的)主觀であり、後者に於ては行的(勞働的技術的)主體である。前者は時間空間を越えた不死の「理性」や「精神」より出發し、後者は寧ろ時間空間的な生活の基體たる「生命」や「衝動」或は寧ろ

る「身體」より出立する。従つて生死は前者に於て問題とならず後者に於ては中心問題となる。換言すれば前者の哲學は世界觀より離れた學となり、後者の哲學は世界觀を中心とする別個の類型の學となる。而も後者の哲學は身體的な行的主體の自然との勞働關係に實在の基礎を置くが故に却つて前者の立場を發展的な立體的聯關——辯證法的聯關の中に攝取するのである。「他の種への轉向」がこの立場よりは實在の根本相をなすのである。之等の問題に對する一般的な解答はこの論文の終末に至つて明かとなるであらう。

三

今分析論理の立場に立つてみるとき家族團體は如何なる要素より構成組織せられてゐると考へられるか。

家族團體は云ふ迄もなく夫婦と親子との兩關係——性に基く男女の關係と血に基礎付けられた親子の關係とを經緯として構成せられる。性と血とが家族團體を構成する基本要素である。併し乍らこの性と血と云はれるものは決して單純なものではなく、單に自然的のものではない。先づ性の方面より考察するに單に直接的な性的衝動やそれに伴ふ身體的關係の如きものは家族團體の構成要素たる性ではない。無論純粹なる衝動或は本能と云はるゝものは分析的な學的思惟の產物であつて、現實に於てはそれが種々なる心能力と結合して存すると考へられなければならぬが、今かゝる結合體を性と稱するにせよ、なほ直接にこの性が家族團體の構成要素たることはできぬ。男女の關係は直ちに夫婦の關係ではない。家族團體の構成要素たる性は持續的な婚姻の生活でなければならぬ。

純粹の性衝動が何等持續性を有せぬと考へられるに對し寧ろ持續性を有することによつて始めて性が家族團體の構成要素となる。そしてかゝる持續性は性が單に衝動的のものでなくして愛であることに基くと共に、更に實は婚姻が第一に社會的の制度であることに基き、第二には經濟的扶養組織であることに基くのである。かゝる事情に基かぬとき性が家族團體の構成要素となり得るとは考へられぬ。之れ性關係に基く諸種の社會形態中に於て家族團體が特殊な意義を有する所以である。そして社會的の制度たることの中には更に法律的道德的な諸種の義務が伴ふと共に、婚姻の當事者及びその屬する家族の意志に基く承認をも必要とし、更には宗教的な儀式の伴ふことも普通である。かくて婚姻も單純な性的結合たるに止らず同時に複雑な心的要素と經濟的要素と社會的要素とを有して成立することは明かである。^①性はかゝる諸要素との協働を俟ちて始めて人間的な家族團體の構成要素たり得るのである。

次に家族團體を親子の血縁關係の方より見るに、この場合にも親子關係は單なる血統の連繫のみと考へることは許されない。我々が人間實在の基礎とする血なるものが血液と稱せられる如き非人間的な物質を意味するものでないことは更めて斷る要もないであらう。かゝる血液が人間の基礎實在たり得る譯はあり得ぬ。血とは人間的な血縁である。たゞこの血縁は觀念的な法律的规定でなく寧ろその基礎をなす實在的な自然である。併し乍らかく限定せられた血と雖も單にそれのみでは

親子の關係を構成することができぬ。人間的な血には同一同類同統の感情に基く愛（更には憎）が伴ふ。更に親子關係は親が子を養育すると云ふ關係をまちて始めて充實するのである。この關係が更に複雑なる心能力を伴ふ全體的人間的なる關係なるは云ふ迄もない。無論實際には子を養育することなき親子關係の例も存する。併しこの場合我々は却つて之を除外例とするのであつて、生みの親より育ての親と云はるゝ如く子の生育が親子關係の一般的な主要要素と考へられるのである。この生育關係が血縁的同一性にもまして實際に親子の同一感情を強化するものなることは疑ひ得ない。そしてかゝる親子の養育關係が社會的の制度であると共に經濟的扶養關係なることは明白である。母子の關係のみを抽象するときそれは純粹な生理的自然的關係の如くにも考へられるであらうが、上述の複雑した全體的關係より切り離された母子關係の如き全く思想上の抽象に過ぎず、優越的に人間的な母子の關係ではあり得ない。況や父子の關係に於てこのことは一層明かであり、そこには強度の經濟的扶養の關係が支配する。そしてかゝる親子關係が社會的の制度たる點に於て法律的道德的義務をも伴ふことは婚姻の場合と全く同様である。親子の道德的關係が人間にとりて極めて重大な意義を有することは子の親に對する孝の徳を徳の基本並びに原型とする儒教道徳の存在を願ても明かである。血もそれが人間的な家族團體の構成要素たる限りは以上の如き諸要素との協働を必要とするのである。かくて始めて人間的實在の基礎たり得る。

それ故我々は一般に家族團體を規定して性と血との地盤に基礎付けられて設立する父母子間の社會制度であり經濟的扶養團體であると云ふことができる。^②之が家族形態の歴史上地域上の變遷を抽象してもなほ殘留する所の文化民族に於ける家族團體の最小限度の規定であると思ふ。

①、② M. Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Zweiter Teil, Kap. 20

更に上述の家族團體の一般的規定は未開の時代及び未開の民族をも通じて妥當する如く思はれる。家族團體の形態が種々の變化を経、又現代に於ても種々相違を有することは云ふ迄もなく、法律的道德的、更に宗教的儀式的等の諸要素に於て極めて著しき變化と相違とを有することは明瞭であるが、家族團體が一般に性と血とを基礎とする社會的經濟的な扶養組織なることに變はない。婚姻の形態が如何に變遷するにせよ親子の養育關係が人間の存在に必須なる以上、想定的な亂婚時代にも之を中心とする何等かの形態の社會組織は存すべき理である。更に社會主義の意圖する將來の家族社會の形態も從來家族團體に於て自然的に統一せる夫婦の關係と親子の關係とを技巧的に分離して親子の養育關係を家と別個の「社會」に轉置したものに過ぎない。換言すれば從來の家族團體の二重化であり機能的分割である。主として人間的社會に於ける性と血との哲學的意義を解明しようと欲する我々には親子の養育關係が如何なる形態の社會制度に轉ずるにせよ重大な問題ではないのであつて、類型上は上述の兩極端形態の中間に位すると考へらるべき事實上明白な家族形態を思惟

するだけで哲學するには充分である。更に婚姻が未開的形態に於て開化的形態にもまして一般に性的要素を基礎とする外に、社會的經濟的な制度組織であることは周く認めらるゝ所であり、婚姻それ自體が一種の財産であり、婚姻に親族間の契約的要素が大なる意義を有することも又一般に承認せらるゝ所である。要するに性と血とを基礎とする團體生活が常に社會的經濟的要素との協働を俟つて人間の社會生活の基礎をなすことは普遍的の事柄に屬するのであり、家族團體は云はばその自然的典型的な形態たるに外ならぬのである。①

① 原始婚姻の諸構成要素の分析に就いては Vinogradoff, *Historical Jurisprudence*. Vol. I, *Tribal Law*, Part I, p. 163-212 参照

若し上述の如く家族團體が一般に夫婦の性的結合と親子の血縁關係とを基幹として構成せられた社會的制度であり經濟的扶養組織であると規定することができれば、家族團體を構成する諸要素——性的要素、血縁的要素、社會制度的なる法的(契約的)道德的要素、宗教的要素、經濟的要素等は眞實には如何なる關係を有するであらうか。我々は先づ第一に

(一) 家族團體の諸構成要素は互に全く無媒介にそれ自體に於て存することなく、たゞ相互媒介的關係に於てのみ存することを擧げなければならぬ。

(イ) 夫婦と親子との關係を考へてみるに兩者が相互媒介の關係に存することは明かである。親子の關係が夫婦の關係を媒介せずに無媒介的に存し得ないことは自明の事柄に屬する。親子は夫婦の

關係を媒介せる結果である。未開民族に屢々見られる男性が子の出産に無關與であると云ふ母系的體系に於てもこの客觀的な事情に變はあり得ない。更に逆に夫婦も亦獨立せる二個の個人の結合であるにせよ、人間が必ず親の子として生誕する以上、親子關係を媒介して成立するものでなければならぬ。併し乍ら夫婦が二個の個人の契約乃至自由意志に基く結合なるときは媒介せる親子關係を止揚否定せる意義をば有つ。何となればそれは新な家族の構成として從來自己の屬せる家族よりの飛躍的な分離を意味するが故である。この意味で夫婦關係の基礎には親子の連續性を否定する自由意志的人格性が存する譯であつて、かゝる人格的關係の要素は一般に未開民族の家族形態より文化民族のそれに於て著しく見られる。婚姻當事者の意志よりもその屬する家族或ひはその首長の契約意志が支配する婚姻形態より漸次婚姻當事者の個別意志が支配する婚姻形態に移ることが一般に文化の方向をなすのであり、之は畢竟個人意志の發達、即ち親子關係否定の人格性の發現を意味するものに外ならない。そして相互に獨自且唯一な人間的個性の了解と尊敬とが性衝動より本源的に區別せられる戀愛の根本本性を形作る所より、婚姻の開化發達に戀愛の要素が伴ひ來るのも蓋し當然であらう。子が獨立の家族團體を構成するとき親子が非連續性を以て對立する獨立の人格である事態が最も顯著に顯となる。獨立なる家族構成の事實は親子關係に潜む人格的要素の客觀的制度化に外ならぬ。併しかゝる人格的要素の組織化が發達せざる未開民族に於てもなほ婚姻當事者の間に選

擇の自由意志が存し、この意味で既に戀愛的人格的契機の支配する事實の存することは争ひ難く、^②却つて未開民族の中に於てもより開化せる民族の女性がより未開の民族の女性よりもかゝる自由意志を有せざる如き事實も存するのである。^③

- ① Simmel, Über die Liebe (Fragmente und Aufsätze). M. Scheler, Wesen und Formen der Sympathie, B. Liebe und Hass.
- ② Malinowski, The sexual life of savages, p. 70—71. Vinogradoff, op. cit. 167.
- ③ Westermarck, A short history of marriage. Chap. 6.

性生活に關する諸種のタブーの存在が裏面より證據立てる如く未開民族にも自然的傳統的慣習を否定する人格的自由意志の契機が既に存し、一般に血縁的な親子の連續的關係の否定態たる人格的要素が婚姻に何等かの程度に於て必須的要素であるとするも、なほかゝる要素が血縁的な親子關係の消却消滅を齎すものに非ざることとは云ふ迄もない。婚姻は飽く迄親子關係を否定的に媒介して成立するのであつて、否定的媒介の基礎たる親子の血縁關係を缺きて直接的に婚姻が成立する道理はあり得ないのである。それ故婚姻は又その概念に新たな親子關係の成立を包含する。夫婦關係が親子關係に進むはその概念の實現完成であつて、ヘーゲル風に夫婦の概念は親子關係を含むと云はなければならぬ。子なき夫婦とは、體的概念であり得ぬ。子なき夫婦が偶然的と考へられるものによる。かくの如く夫婦と親子とは相互に特殊な媒介の關係にあつて全く無媒介的に存することはあり

得ないのである。

(ロ)次に夫婦關係に於ける性の要素を取り出してみる。性が夫婦關係に於て最も基礎的な要素をなすことは明かであるが、この場合にも前述の夫婦關係を構成する諸要素より離れて性が獨立に存し得る譯はない。今若し性を衝動的自然と解するならば純粹な衝動的自然は對象の選擇作用を缺く所より性は單なる衝動的自然とすら考へることができぬ。何となれば人間に於ける性には常に何等かの程度に於ける選擇作用が存するからである。選擇作用を自由意志の徵表とするならば自由意志を伴はざる性はない。愛なき性は人間に於て非實在的である。更に法律的倫理的な契約的義務的要素を伴はず、又經濟的な扶養關係をも離れたる直接的の性あらばそれは家族團體の基本的構成要素たる實在的の性であり得ないことは既に述べた如くである。性はたゞ之等の諸要素と媒介せられて始めて實在する。今性よりそれと協働せる自由意志的要素、義務的要素、社會的要素、經濟的要素を漸次取去り行くと假定してみよ。最後に殘留するものは實に思惟によつて構成せられた抽象的な感性的性衝動一般に過ぎぬ。恰もヘーゲルが『精神現象學』の始めに感性的確實性や知覺を論じて、何等の人爲性をも加へずに事態をそのまま最も具體的な相に於て呈示すると考へられる感性的確實性や知覺が實は最も抽象的な悟性的一般概念に過ぎぬことを明かにしたのと正しく事態は同一である。かゝる性が人間的實在性を有し得る譯は絶對にない。單なる性は分析的思惟の產物である。

單なる性は最も空虚である。性はたゞ他の諸構成要素と媒介關係にありてのみ否定せんとして否定し得ざる嚴然たる人間的實在性を有するのである。

同様の事柄は性以外の諸要素の一人に就いても成立する。單なる自由意志は未だ戀愛ではない。自由意志が戀愛となりて現れることは自由意志そのものには偶然である。自由意志が戀愛たるは性の基礎に媒介せられるが故である。同様に單なる契約や義務はそれ自體一般のものであつて、婚姻の成立それ自身には無縁である。それが婚姻を成立せしめ得るは性の基礎を媒介するが故である。併し次に自由意志に潜む人格性、契約や義務に潜む人格性はそれ自體に於て自然的な性の否定の意義を有しなければならぬ。之れ性に基く恣意的欲求が婚姻を隨時に解消し得ずして婚姻が持續的な家族團體を構成する所以である。併し凡そ性の基礎を缺きて人格性は婚姻の構成要素たり得ぬ。婚姻は人間的なる性と人格的なる他の諸要素との否定的媒介に基く統一として始めて現實的に成立する。

(ハ)次に親子關係に於ける血の要素を取り出してみる。我々は茲にも前述の性に於けると同様な事態が存することを見出すであらう。血縁は親子關係を構成する最も基礎的な實在的要素であり、凡そ之を缺くとき親子關係一般は成立する能はぬ。併し乍らかゝる血縁と雖もそれが前述の社會的經濟的の諸協働要素より抽象せらるゝときは殆ど何ものをも殘さぬ極めて抽象的なものに過ぎない

のである。特に父系的な制度の下に於ける父子の血縁關係の如きそれ自體としては甚だ抽象的な意義を有するに過ぎぬ。單に生理的に解釋せられる血縁的連續性の如き人間の家族團體を構成するに極めて無力なることは家庭に於ける親子の葛藤の事實が示す如くである。血が人間の實在に基礎的意義を有するのはそれが常に生育の社會的經濟的要素と媒介的に結合せるが故に外ならぬ。家の研究が共同團體の研究なること恰も細胞の研究が生命の研究なるが如く考へられて、共同團體の典型とせられる家族團體の共同團體的性格を形作る所のものは單に抽象的なる身體的生理的の血の同一性ではなくして寧ろそれに伴ふ人間の社會的なる諸要素の情感的統一である。血は血以外の要素と媒介せられて人間の實在性を獲得する。併し乍ら又性の場合と同様に血以外の諸要素もそれらが親子關係の構成要素たる限り必ず自然的な血の基礎の上に成立し、實在的な血との媒介を経て始めて成立するのであつて、それらが無媒介的に獨存し得ないことは明瞭である。色一般、音一般が實在せぬ如く、單に一般的な社會的經濟的扶養關係の如きものは實在せぬ。かゝる一般的な關係自體にとつて親子關係は偶然のであり、それ自體としては何等親子關係の構成要素たることができぬのである。家族團體の親子關係を構成する要素たる以上、血の要素と社會的經濟的諸要素とはたゞ相互の媒介關係に於てのみ實在するのでなければならぬ。

①Tönnies, Gemeinschaft und Gesellschaft

親子關係は先づ直接には獨立の個人(親)と非獨立の個體(子)との血縁的扶養的關係である。この子の親に對する從屬的意義は親子關係の一つの本質的契機をなすと云へる。單に獨立なる個人の結合より親子關係が成立せぬ以上、この從屬的意義は親子の倫理に迄展開せらるべき重要な意義を有することは否定できぬ所であらう。併し乍ら子は又親の獨裁的意志を以ては動かし得ない獨立なる個人である。木の葉一枚創造し得ない無力な人間が新な人間的個體を自己の意志を以て創造し得る理は絶對にあり得ぬ。子の出生は人間の創造力の範圍外に屬する。或る哲學者の云へる如く出生は人間に於て單なる *causa occasionalis* に過ぎない。^①子の個體性は最早や親の意志を以ては如何ともなすべからざるものである。子は親に對して全くの他者である。親が獨立の個人なる如く子も亦獨立の個人である。親が人格なる如く子も亦人格である。親子には血縁的連續性を否定して同一秩序に於て我と汝として相對峙する非連續的意義がなければならぬ。之が親子の關係に於ける人格的要素の核心をなす。かゝる人格的要素なくして具體的な親子の人倫關係はあり得ない。「我が來れるは人をその父より、娘をその母より分たんが爲なり」とは單に宗教家のみならず凡そ人格の根本義をなすのでなければならぬ。親子の關係に於けるこの人格的意義を無視して子は子たるが故に本來親に從屬するものとして一切に親の意志を以て子を動かさんとするは人間を創造神と自惚れる無智か瀆神かに過ぎない。子を獨立の人格として敬してこそ親も又獨立の人格となる。親を人格として成

立せしめるものは却つて子である。凡て對立するものは同等の資格をもち、同位の秩序に立つ。親が子を生むと共に子は又親を生む。親子關係には血縁的連續性を否定する人格的非連續性がなければならぬ。かゝる非連續性に於て對峙する相互獨立の我と汝との敬が元來人格の根本義をなすべきものである。そしてかく自己の力を以て如何ともなすべからざる獨立のものを自己の中より生むことが凡そ人間に於ける「生む」の根本義をなすものであり、茲に廣く人間の外的自然に對する勞動的關係に於ける技術的創造或はポイエシス即ち「作る」の根本義と相對立するのである。「生む」の關係が「作る」の關係と違つて本來自然的運命的であるのも之に依る。生むの關係に人格性の契機が潜み、作るの關係に *homo faber* たるべき獨立性の契機が存するのである。この親子關係に於ける人格的意義は既に子の生誕の瞬間より存するのであるが、之が現實的客觀的たるは子が新に家族團體を構成するときであること、既に述べた所である。

① M. Scheler, *op. cit.* S. 142.

併し乍ら人格的關係は血縁的關係の否定としてそれ自身に於て血には無縁である。かゝる人格的關係の漸次獨立することが開化の一般方向なることは婚姻の場合と同一である。人間的な親子關係はそれ故必ず人格的關係を有しなければならぬが、併し人格的關係のみで親子の關係が成立することは既に述べ來つた如く絶對に不可能である。人格的關係が親子の人格的關係たるは血縁の基礎を

媒介せねばならぬ。親子關係は單に抽象的なる人格的關係を否定するのでなければ成立し得ぬ。眞實の親子關係は即ちかゝる人格的關係の否定として血縁的關係と人格的關係との否定を媒介する綜合の構造を有するのである。かくて茲にも婚姻の場合と同様に血は他の要素と否定的媒介の關係に於て始めて現實的であり、人間的な家族團體の構成要素であり得る。

以上に於て我々は家族團體の諸構成要素が如何なる關係を有するかをみて、それ等が全く無媒介に存することなく、たゞ相互媒介の關係に於てのみ存することを明かにした。第二に我々は、

(二)これらの諸要素中、性と血との要素は他の諸要素に對して基本的意義を有し、前者が後者を規定しこの關係は逆轉を許さぬことを擧げることができる。次に之を考へなければならぬ。

既に上述の所論より察せらるゝ如く性と血との兩要素とその他の諸要素との間にはそれらの有する意義に著しく異なるものが存するのである。無論經濟的要素は法的、契約的、道德的、宗教的等の諸要素と同一に考ふることはできぬ。經濟が又種々複雑なる構成要素の媒介を有して成立することは云ふ迄もないが、人間が道具と技術とを媒介して外的自然に働きかけ以て生命の維持を計る勞働は恰も性や血の如く人間の原本的形態たる homo faber の中心要素を形作るものとして人間の實存にとつて極めて重大且根源的な意義を有するのである。性と血と技術とは原本的人間及び原本的社會の三つの基本的な實在的要素をなすものである。併し家族團體を典型として性と血との人間實存

に於て有する哲學的意義を明かにしようとする當面の課題にとつては之は別個の論述を必要とする問題をなす。今經濟的要素を特に家族團體の一構成要素としてみる視點に立つとき、之は他の諸要素と並びて依然として性と血とに對して別個の意義を有するのである。然らば性と血とに對し他の諸要素は如何に相違せる意義を有するのであるか。それは性と血とは他の諸要素の下に横はるもの (*Urnachfolger*) として基體的實在たる意義を有し、性と血以外の他の諸要素は性と血との基體に即し基體を俟ちて始めて成立し限定せられると云ふことである。換言すれば性と血は他の諸要素と同一次元に並存する要素でなく寧ろ立體的聯關を構成してその基體をなすのである。このことを立證するものは家族團體に於て假令他の諸要素なくとも性と血とは實在することが可能であり、又然か思惟され得るに對し、性と血とを缺くとき他の諸要素は家族團體に於て存在することが不可能であり又存在し得るとは思惟され得ないと云ふ事情である。婚姻の契約が單に契約一般に止まらず全く特殊な婚姻の契約たる所以は性の基體的實在に媒介せられるに基く。性ありて始めて婚姻契約は成立する。併し契約あるも性は成立し得ない。同様に親子の法律的關係が單に法律的關係一般でなく全く特殊な親族法たる所以は血の基體的實在を媒介しそれに基づく。血縁關係の地盤ありて始めて親子の法律的關係は成立する。併し法律的關係ありても血縁の關係は生ぜぬ。法律上親子たる養父母養子の關係ありてもそこより實在的な血縁の關係は生ずることはあり得ないのである。更に人

格より性や血をば基礎とする人間が導き出し得ないことは最初に述べた如くである。人間と人格とは同一次元に並存する存在ではない。同様に性と血とその他の諸要素とは同一次元に並存する要素ではない。前者は下層であり後者は上層である。前者は後者を基礎付ける基體であり、後者は前者に基礎付けられた副次的の存在である。そしてこの關係は決して逆轉することを許さぬ。前者ありて後者が存する。併し後者あるも前者が存することはあり得ない。

我々は分析論理の立場に立つて家族團體の構造分析を行ふときその構成要素の間に上述の如き二つの關係が存することを知らることができた。第一は性や血と雖も人間に於ては全く無媒介に存することなく他の諸要素との媒介關係に於てのみ存すること、そしてその媒介關係は人間と人格との關係に於て明示せられた如く否定的媒介の關係であることである。第二は性や血は他の諸要素に對して下層の基體的實在たることである。併し乍ら今翻つて考へてみるに第一と第二との關係は、一は相互媒介の本性を規定し、他は一方的限定の本性を規定する點に於て相反するものと云はなければならぬ。かゝる相反する規定が同一實在に就いて成立する根據は我々の立場が全く靜的な構造分析に終止するに對し、人間の實在はかゝる靜的な構造分析を許さぬ動的・立體的な實在たるに存するものに外ならぬ。かくて人間の實在の眞實の相は兩關係の綜合に存する。然らば兩關係の綜合とは何であるか。之は我々が第三に、

(三)性と血とは人間的實在に於て他の人格的諸要素と否定的媒介の基體としてのみ實在する——と規定する關係に外ならぬ。かゝる自然的實在を基體とする人格的諸要素との否定的媒介の關係は實は正當な意味に於ける辯證法的關係に外ならぬ。かゝる辯證法的關係に於て人格と絶對否定を媒介して肯定せられた性と血とが人間の基礎實在をなす。かゝる意義を有ちかゝる地位に立つ性と血とを缺くとき人間的實在は失はれざるを得ない。併し之と同時に性と血とは之れ以上の意義と地位とを僭することも許されぬのである。(未完)